

## 景観重要公共施設の指定について

### 1 概要

道路、河川、公園等の公共施設は、周辺の景観に大きな影響を与える要素であり、景観法ではそれらの公共施設のうち、良好な景観形成に向けて特に重要なものを、景観重要公共施設として指定することができる。（法第8条）

福井市においては、公共施設の整備を行う際に、各管理者においてそれぞれ景観に配慮して設計等を行ってきた。今後、景観形成重点地区における特徴的な景観形成を面的に進めるとともに、それらをつなぐ道路等における線的な景観形成を図っていくため、景観重要公共施設を指定し地域に応じた整備基準を明確にすることで、より具体的に景観面での誘導を行っていく。

### 2 指定するメリット

- ・施設管理者、整備時期の違いによらず、施設ごとの統一的整備が可能となる。
- ・整備方針があることで、設計方針が立てやすい。
- ・地域住民に対して、整備方針や事業内容について、理解を得られやすい。

### 3 指定に伴い定める事項

- ・整備に関する事項：公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項を定める  
（例 道路舗装、橋、街路灯、防護柵等の形態、素材、色彩など）
- ・占用等の許可の基準：公共施設への占用を行う工作物について、占用許可の基準を定める  
（例：地上機器、電柱等の色彩、配置など）

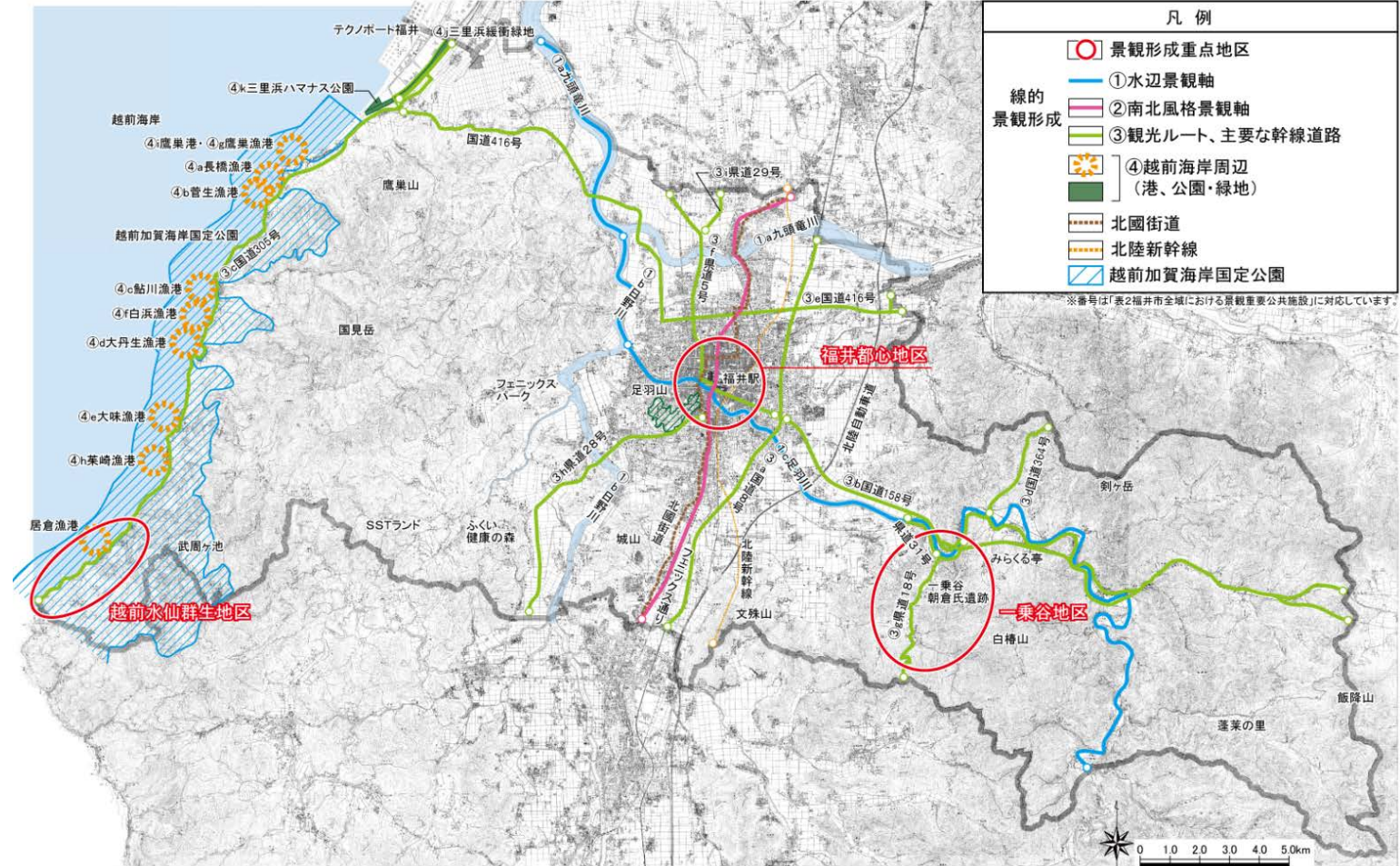


- (例)【県庁線】
- ・快適な歩行空間を創出するため、歩道の高質化に努める。
  - ・周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで、良好な道路景観の形成に努める。
  - ・道路付属物や占用物は共架するとともに、城址への眺望を意識した位置やデザイン、光源の統一に努める。

景観計画に景観重要公共施設の「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める際には、あらかじめ、当該景観重要公共施設の管理者に協議し、同意を得る必要がある。（法第9条第4項）

## 4 景観重要公共施設の指定（案）

※内容については、現在管理者（国、県、市）と協議中



## 5 整備に関する基本的方針（案）

① 道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当ての通りなど、通りとしての眺望を保全・整備するため、電線類の地中化とともに街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。</li> <li>・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。</li> <li>・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。</li> </ul>
② 公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや枝張りの大きなもの、高木など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。</li> <li>・植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。</li> </ul>
③ 河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害予防などの安全性を確保しつつ、護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものを使い、できる限り自然環境に近い河川景観の形成を図ります。</li> <li>・河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場として積極的な活用を図ります。</li> <li>・堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、市民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理していきます。</li> </ul>
④ 港湾 漁港	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾・漁港の安全性を確保しつつ、消波ブロックや離岸堤には石材などの自然素材又はこれを模したものを使い、できる限り自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。</li> <li>・漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。</li> </ul>